

事業推進の心 仮設労働安全新生プラン

陽のあたる安全文化の創造

もうよせよ ヒューマンエラーの他人事 第2号 安全現場で身証なしあわせ めざせよ 安心して暮らせる 心豊かな国創り

小野理事長 年頭所感

艱難アクセスを玉にす!! 今年こそ墜落労災撲滅に向け正念場!!

◆アクセスは、艱難辛苦過去10年間にわたり、墜落労災撲滅を目指し、安全活動に邁進してきた。にもかかわらず、墜落労災はあとを絶たない。過去10年間の累計で墜落死者は、2,300人、死傷者は8万4,000人になっている。今でも毎日毎日20人以上の建設職人の仲間が墜落労災で死傷している。

◆毎年公表される労災統計によれば、墜落労災は毎年減少しているが発表されている。しかしこれには本来、労働者であるにもかかわらず年々急増している「一人親方・事業主」の労災がカウントされていない。仕事量が急減していることを勘案すれば、むしろ墜落労災は、相対的に増えているのである。経済至上主義における究極の影がここに集積されているのである。悲惨な建設職人社会になっているのである。

◆厚生労働省では、足場からの墜落防止を強化するため、昨年6月1日施行で労働安全衛生規則の一部を改正するとともに、規則と一体のものとして安全衛生部長通達を発した。にもかかわらず、安全衛生部長通達の実施は完全に規則と切り離された形になっており、全く無視されている。昨年9月に、アクセスが全国3,400現場を対象に行った実態調査でも、手すり先行型足場の実施率は、すべての現場で義務化している国土交通省発注工事で約80%であり、民間工事に至ってはわずか約5%となっていたことが明らかとなった。また、各都道府県の労働局により、昨年末に、建設現場一斉監督指導が実施されたが、各現場の安全衛生法違反は約50%近くに及び、その違反の約半数が墜落防止措置違反であった。建設関係者は一体、職人の命をなんと心得ているのか!! まさに、建設現場は無法律地帯であり、戦場である。なんとも情けないことである。

◆国土交通省では、これまで工事共通仕様書や毎年度の墜落事故防止重点対策等によって足場からの墜落防止強化に努め、国土交通省直轄工事では相応の成果をあげてきた。しか

し、それは地方自治体や民間工事への強制力がないため、その反映度合いはまだまだであった。建築物本体工事については建築士法及び建築基準法に基づき鉄筋・鉄骨工事等の職種ごとの品質の確保のための工事監理が義務付けられており、また工事現場の危害防止対策として、建築基準法施行令に基づき基礎工用機械等の転倒防止のための措置、シート・防護棚(朝顔)等による落下物防止のための設置の措置がそれぞれ義務付けられている。しかしながら、工事現場での最たる危害の要因である墜落事故に直結する足場(工事)については、これらの法令のどこにも、設置や品質確保のための検査や安全点検に係る規定はない。よって、国土交通省は、墜落事故撲滅を期し、建築基準法等を改正し、官民工事に等しく足場(工事)の安全を確保なものとするべきである。

◆新政権は、「人の命を大切にす友愛政治」をスローガンに掲げている。アクセスの理念である「人の命を守る建設職人社会」も、と全く合致している。この新政権のもとで、ようやく実現できる大きな転機がやってきたのである。

◆われわれは足場のスペシャリストとして、社会からその存在価値を要求され続けられるようにしなければならぬ。それには、仮設安全監理者による足場の安全点検を実施し、墜落事故撲滅に邁進することにほかならない。これがアクセスの社会的な使命である。

◆もはや一刻の猶予もならない。ただちに、「ストップ・ザ・墜落労災」をするためには、別紙事項の実施を求め、厚生労働省においては、安全衛生部長通達の内容のすべての法制化をすること。建設産業を所管する国土交通省においては、建築基準法等の改正をすること。

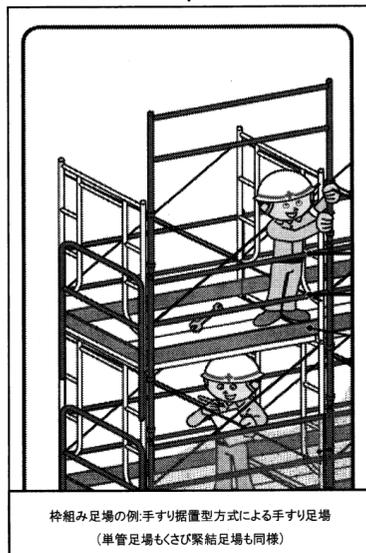
◆今年こそ、「墜落労災撲滅」を期し、「建設職人社会」の実現の年とするものである。

◆艱難アクセスを玉にす!!



編集・発行人 篠田伸夫
発行所 全国仮設安全事業協同組合本部
〒103-0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15-18(日本橋Sビル5F)
TEL:03-3639-0841
FAX:03-3639-0640
ホームページ: http://www.kasetsunzen.or.jp/ Eメール: info@kasetsunzen.or.jp
各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支所までご連絡ください。

足場から墜落災害ゼロ



枠組み足場の例「手すり据置き方式」による手すり足場(単管足場もくさび結足場も同様)

「手すり据置き方式」の正しい「手すり据置き方式」の使用は、証明された一つの痛ましい死亡事故が昨年8月24日、「手すり先送り方式」を使用した公営住宅の現場で、足場の解体作業中に発生し、死亡事故の原因を、命を奪った原因は、現場で、足場の解体作業中に発生し、死亡事故を繰り返して、国土交通省の現場で実施された、足場からの墜落災害は確実に撲滅に向かっています。

手すり先行足場の「手すり据置き方式」の採用を

「手すり据置き方式」の正しい「手すり据置き方式」の使用は、証明された一つの痛ましい死亡事故が昨年8月24日、「手すり先送り方式」を使用した公営住宅の現場で、足場の解体作業中に発生し、死亡事故の原因を、命を奪った原因は、現場で、足場の解体作業中に発生し、死亡事故を繰り返して、国土交通省の現場で実施された、足場からの墜落災害は確実に撲滅に向かっています。

直ちに部長通達の実施の義務化を

〈手すり先行足場及び安全点検の実態調査〉

しかし、手すり先行足場の実施率は、民間工事でわずか5%
仕様書で義務化されている国発注工事においてもわずか73%

【安全衛生部長通達における手すり先行足場の実施状況】

○ 発注者別
〈民間はわずか5.6%〉
次に、手すり先行足場の実施率を見てみましょう。まず発注者別では、国、地方自治体、特殊法人等に比べ、民間が極めて低いことが分かります。国は、仕様書によって義務化しているため、73.1%と高い数値を示していますが、本来は100%実施していなければなりません。実施していないところは、契約違反です。

○ 工事種類別

〈住宅に至ってはわずか2%の実施率〉
次に、手すり先行足場の実施状況を工事種類別で見てみましょう。土木の69.5%を除き、建築は17.1%、プラントは28.9%という低さ。住宅と造船に至ってはわずか2%台です。土木が高い数値を示しているのは、言うまでもなく国が仕様書で義務化し、これに地方自治体が追随しているためです。しかし、建築と住宅は、民間物件が多く、安全衛生部長通達で厳しく指導されているものの、義務化されていないため、実施率は低いものとなっています。

〈国の工事でのスーパーの実施率は50%〉

国土交通省発注工事について、元方事業者の規模別に実施率を見ると、「スーパーゼネコン」が「大手」や「準大手以下」に比べ、50%という低率です。スーパーゼネコンは建設業界のリーダーたるべき地位にあり、襟(えり)を正し、墜落災害撲滅に向かってまい進していくべきです。

【安全点検の実施状況】

〈義務である安全点検も全体で17.8%〉
今回、改正規則によって点検記録・保存が義務化され、部長通達によって点検は十分な知識・経験を有する者が専用チェックリストを使用して行うこととなりました。しかし、点検そのものは従来から義務です。それにもかかわらず、実施率は全体でわずか17.8%。点検の重要性がこんなに理解されていないのかと暗澹(あんたん)たる思いを禁じ得えません。

できるのです 建設労災の約40%を占める墜落をゼロにしましょう

「手すり据置き方式による手すり先行足場」の実施と専門家による足場安全点検

改正労働安全衛生規則及び安全衛生部長通達の遵守状況実態調査結果の解説

建設業の皆さん!!

「手すり据置き方式による手すり先行足場」と専門家による足場安全点検で工事を行っておりますか?

これさえ行えば、改正労働安全衛生規則と安全衛生部長通達のすべてが満足できます!

足場から墜落災害ゼロ

厚生労働省は、2009年6月1日施行で労働安全衛生規則の一部改正を行うとともに、規則と一体のものとして安全衛生部長通達を発出しました。部長通達では、各都道府県労働局長に対して、足場からの墜落災害防止対策の履行の徹底を図るよう命じたもので、その内容は、ハード面が「より安全な措置」と「手すり先行工法及び動きやすい安心感のある足場」の採用、ソフト面は「専門家による足場の安全点検」で構成されています。

Table with 7 columns: 都道府県, 実施の時期, 安衛法違反率, 監督現場, 違反現場数, 墜落等の違反, 墜落防止措置の違反率. Includes data for various prefectures and national averages.

各労働局プレスリリースより

各都道府県労働局は昨年末、一斉現場監督指導を行いました。当然、改正規則を踏まえています。その結果は、上表のように安全衛生法違反率は平均値が48.22%、このうち墜落防止措置の違反率は約半分を占めています。この傾向は毎年毎年同じであり、まさに建設現場は無法律地帯の様相が常態化しています。

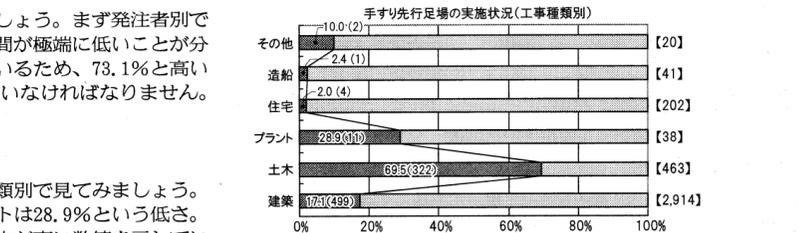
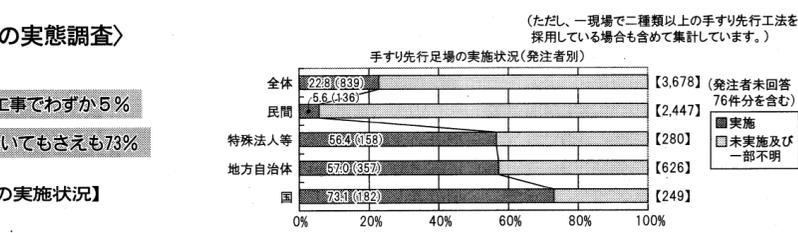
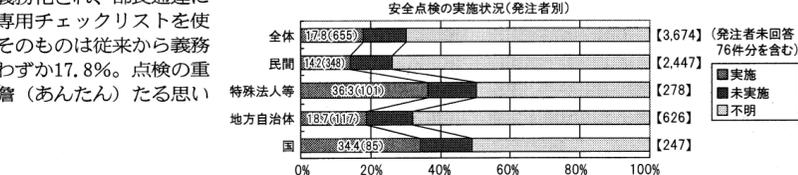
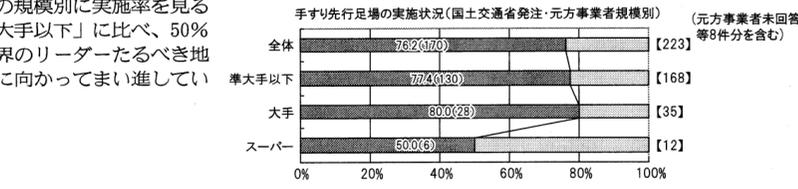


Table with 2 columns: 事業者の区分, 区分の基準. Lists criteria for Super, Major, and Standard/Minor contractors.



墜落労災撲滅—その決め手—

厚生省 安全衛生部長通達すべての法制化を求める

〈墜落防止措置〉

- ①高さ2m以上の高所作業には必ず足場を設置すること。
②足場は必ず手すり先行型足場とすること。
③足場は、二段手すりかつ先板(幅木)、隙間なし床の設置とすること。
④足場の安全点検を十分な知識・経験を有する者が行い、足場の種類・機材に応じた専用チェックリストを使用し、点検者の職氏名を記入すること。

国土省 建築基準法等の改正を求める

〈墜落防止措置〉

- ①高さ2m以上の高所作業には必ず足場を設けることとし、その足場は、足場の種類を問わず、手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行型足場」とし、足場の組立・解体作業等においても、上記の機能を確実に担保できる「手すり据置き方式」又は「手すり先行専用足場方式」によるものとする。
②屋根工事及び法面工事は、墜落災害を防止する目的で国土交通大臣が制定した「屋根工食用足場及び施工方法(JISA8971)」及び「斜面・法面工食用仮設設備(JISA8972)」によって施工するものとする。
③足場の安全点検は、「労働安全コンサルタント資格者」又は「仮設安全監理者」等の足場の点検について十分な知識・経験を有する第三者によって、足場の種類・機材に応じたチェックリストに基づき実施させ、点検結果を発注者に提出させるとともに、現場に足場点検実施状況の証となる看板等を掲示させるものとする。

平成22年1月8日
全国仮設安全事業協同組合
理事長 小野 辰雄